

## 北大阪商工会議所キャッシュレス決済 nanaco加盟店規約

### 第1条（加盟店）

1. 北大阪商工会議所（以下「甲」という）と北大阪商工会議所キャッシュレス決済クレジットカード加盟店規約（以下「原契約」という）を締結している法人、個人または団体のうち、本規約を承認のうえnanacoサービスの取扱（以下「本取扱」という）を甲および甲が包括代理契約を締結するクレジットカード会社（以下「乙」という）に申込み、甲および乙が承認した法人、個人または団体をnanaco加盟店（以下「加盟店」という）とします。なお、本規約に基づき、甲と加盟店間で成立した契約を本規約といたします。
2. 加盟店は、本取扱を行う店舗・施設（以下「取扱店舗」という）を指定のうえ、予め甲および乙に届出し、承認を得るものとします。甲および乙の承認のない取扱店舗で本取扱によるnanaco取引はできないものとします。
3. 加盟店は、本規約に従いnanaco取引を行う取扱店舗内外の見易いところに、甲および乙の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
4. 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡（合併・会社分割等の組織再編行為によるものであるかを問わない）できないものとします。

### 第2条（定義）

本規約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものによるものとします。

#### （1）nanaco

nanaco会員規約に基づきnanacoブランドオーナーが発行した円単位の金額についての電子情報であって、nanaco会員規約に基づき会員が加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に利用することができるもの

#### （2）nanacoカード等

nanacoを記憶することができるカードまたは携帯電話端末その他の記憶媒体

#### （3）nanacoサービス

会員が加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引においてnanaco会員規約に従ってnanacoを利用した場合に、利用されたnanaco相当額についてnanacoブランドオーナーが加盟店に対して代金の支払を行うサービス

#### （4）nanaco会員規約

会員がnanacoを利用する際に適用される規約およびこれに付随する特約の総称

#### （5）nanacoシステム

次の手順によって完結する決済システムおよびそれを実現させるために必要なシステムの総称

- ①カード等発行者が会員にnanacoカード等を発行し、会員は、nanaco会員規約に従って所定の方法によりnanacoブランドオーナーに対価を支払って、nanacoカード等にnanacoを加算する。
- ②加盟店は、会員からnanacoによる商品の購入または役務提供の申込があった場合には、nanacoと商品を交換し、または役務提供の対価としてnanacoを受領する。

③加盟店管理者は、加盟店からnanacoの利用情報を取得した場合は、本規約に基づき、当該利用情報に基づき利用されたnanacoに相当する金額を加盟店に対して支払う。

(6) nanacoマーク

nanacoカード等、加盟店、nanaco端末等、nanacoサービスにかかるものであるものに使用される商標

(7) 会員

nanacoの保有者であって、nanaco会員規約に基づきnanacoを利用する方

(8) nanacoブランドオーナー

nanacoを発行、管理および運営する主体としての株式会社セブン・カードサービス

(9) カード等発行者

nanacoブランドオーナーの許諾を受けることによりnanacoカード等を発行する事業者

(10) 加盟店管理者

nanacoブランドオーナーの許諾を受けることにより加盟店を開拓および管理するとともに、nanaco利用加盟店契約に基づき加盟店に対してnanaco利用代金の支払を行う事業者。本規約においては乙を指すものとする。

(11) nanaco端末

nanacoの利用、残高照会、利用履歴等のnanacoの電子情報を処理することができる端末

(12) nanaco取引

会員が加盟店との間における商品の購入、役務の提供その他の取引において、nanaco会員規約に従って、金銭等に換えてnanacoを加盟店のnanaco端末に移転して代金を支払う取引

(13) nanaco取引金額

1回のnanaco取引によって加盟店が会員から商品の代金または役務提供の対価として受領したnanacoを現金に換算した金額（なお、1 nanaco=1円とする。）

(14) 移転

ネットワーク、加盟店端末等を媒介することによりnanacoカード等または加盟店端末に記録されている一定額のnanaco利用データを引去り、nanacoブランドオーナーの電子計算機等に同額のnanaco利用データが積み増しされること

### 第3条（確認事項）

1. 加盟店は、nanacoシステムの健全な運営を図り、nanaco取引が円滑に運用されるようnanacoブランドオーナーおよび甲乙に協力するものとし、第5項に定めるnanacoブランドに対する信用を損なわないように留意するものとします。
2. 加盟店は、nanacoシステムおよびnanaco取引の運用にあたり関連法令および関係省庁等による告知・達達・ガイドライン等ならびに本規約を遵守するものとし、本規約に基づく業務上の秘密を守り、また、nanacoブランドオーナーおよび甲乙の信用・名誉を毀損することのないよう努めるものとします。
3. 加盟店は、会員がnanaco会員規約に基づきnanacoを利用していることを認識のうえ、本規約に従ってnanacoを取扱うものとします。

4. 加盟店は、nanaco端末その他nanacoの管理等に関する電子機器の改良、複製、改変、解析等を行なってはならず、また、これに加担してはならないものとします。
5. 加盟店は、nanacoに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の権利もしくはこれらの権利に基づく実施権等の権利または技術上または営業上のノウハウ（nanacoサービスの提供にあたってブランドオーナーが確立した事業スキームならびにnanacoシステムの開発およびnanaco流通促進に関する事業戦略等を含むがこれらに限られない。以下これらを「nanacoブランド」と総称する）は甲および乙を含む他の事業者が権利を有する場合を除きnanacoブランドオーナーに帰属することを確認します。
6. 加盟店は本規約に違反してnanacoブランドを利用してはならず、nanacoブランドオーナーの承諾がない限り、第三者に対し、nanacoブランドの利用を許諾してはならないものとします。
7. 加盟店がnanacoシステムを利用して販売または提供することのできる物品、サービス等は加盟店が取扱うすべてのものとします。但し、加盟店と甲乙またはnanacoブランドオーナーが合意のうえ、nanacoシステムを利用して、販売または提供することができないものを個別に指定することができるものとします。
8. 加盟店がnanacoシステムを利用して販売または提供した商品・役務（以下総称して「商品等」という）に関する会員との間での商品等の瑕疵、数量不足その他の紛争、または商品等に関するその他のクレームまたはアフターサービスについては、加盟店が自己の責任と費用をもって速やかに対処し、甲乙およびnanacoブランドオーナーに損害を及ぼさないものとします。また、甲および乙がかかる費用をnanacoブランドオーナーもしくはカード等発行者、または会員に支払った場合には、加盟店は甲および乙に直ちに当該費用相当額を補填するものとします。
9. 加盟店による業務の遂行に関して第三者の知的財産権等その他の権利を侵害し、または侵害している可能性があるとしてnanacoブランドオーナーまたは甲乙と第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、加盟店は、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって当該紛争等を処理、解決するものとし、nanacoブランドオーナーまたは甲乙を免責せしめるものとします。但し、nanacoブランドオーナーまたは甲乙の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではありません。
10. 加盟店が本規約を遵守しなかったことに起因して甲および乙に損害が発生した場合（甲および乙がnanacoブランドオーナーに損害賠償を行った場合を含みます）には、加盟店は甲および乙に発生した一切の費用（直接であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含む）を負担するものとし、加盟店は甲および乙の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとします。
11. 加盟店は、甲乙またはnanacoブランドオーナーよりnanacoサービスの利用促進にかかる掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。

#### 第4条（nanaco端末）

1. 甲および乙は、別段の合意がない限り、加盟店にnanaco端末を貸与し、利用を許諾するものとします。

2. 加盟店は、別段の合意がない限り、甲および乙より使用の許諾を受けたnanaco端末を、nanaco取引または原契約に定める信用販売に用いる目的にのみ利用することができるものとします。
3. 加盟店は、nanaco端末に関し、nanaco端末と乙が管理するシステムとの間で電子情報の送受信が可能となるよう維持管理に努めるものとします。
4. 加盟店はnanacoブランドオーナーが指定する機器およびソフトウェアの使用にあたっては、nanacoブランドオーナーが定めた事務処理手順や機器類の使用方法に従うものとします。また、甲および乙より使用方法等の変更および改善の指示があった場合についても、加盟店はその指示に従うものとします。
5. 加盟店は、本規約が終了したときは、nanaco端末の使用を直ちに止め、甲および乙の指示に従うものとします。

#### 第5条 (nanaco取引)

1. 加盟店は、会員からnanacoカード等の提示によりnanaco取引を求められた場合、本規約およびnanaco会員規約に従い、正当かつ適法にnanaco取扱店舗においてnanaco取引を行うものとします。但し、nanaco端末に当該nanacoカード等が無効である旨の表示がされた場合は、nanaco取引を行わないものとします。
2. nanaco取引においては、会員のnanacoカード等からnanaco端末に、商品等の代金額に相当するnanacoの移転が完了したときに、会員の加盟店に対する代金債務が消滅するものとします。
3. 加盟店は、nanaco取引を行うにあたっては、nanaco端末もしくはnanaco端末を接続する機器に当該取引代金を入力することにより、会員のnanacoカード等からnanaco端末へのnanacoの移転を行うものとします。このとき加盟店は、会員に対し、当該nanaco取引の代金額および取引後のnanacoの残額をレシート表記等により明示するものとします。
4. 加盟店は、nanacoの残額がnanaco取引の代金に満たない場合は、現金等により不足分の決済を行うものとします。
5. 加盟店は、nanaco取引を行った場合、会員に対し、直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。但し、nanaco取引を行なった当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
6. 加盟店はnanaco取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含む）のみにnanacoの利用を認めるものとし、過去の売掛金の精算等その他の用途にnanacoの利用を認めたり、通常1回のnanaco取引で処理されるべきものを複数回に分割して取引することはできないものとします。
7. 加盟店は、nanaco会員規約に定めがあるとき、または甲および乙から指示があったときを除き、nanacoを換金しないものとします。
8. 加盟店は有効なnanacoカード等を提示した会員に対し、nanaco取引を拒絶したり、現金その他の支払手段等の利用を要求したり、また、nanaco取引によらない顧客より不利な取扱を行なってはならず、平等に取り扱うものとします。

## 第6条 (nanaco取引後の取扱)

加盟店は、nanaco取引に関して返品その他の事由により払い戻しを行う場合、会員に対して当該nanaco取引にかかるnanaco取引金額相当額を現金で払い戻しを行うものとします。この場合であっても加盟店は甲に対して第11条に基づく手数料を支払うものとします。但し、特に甲および乙が認めた場合には、nanacoを当該取引に使用したnanacoカード等にチャージする等、現金以外の甲および乙が認めた方法により払い戻すことができるものとします。

## 第7条 (無効データの取得とnanacoの偽造・変造)

1. 加盟店はnanacoブランドオーナー等が作成するnanacoカード等におけるnanacoシステムの利用を無効、または一時停止する情報（以下「無効データ」という）を甲および乙所定の時期および方法により取得するものとします。
2. 以下の場合、加盟店は、可能な限り当該nanacoカード等を保管のうえ、その旨直ちに乙に通知し、乙の指示に従うものとします。この場合、加盟店は、第5条に定めるnanaco取引はできないものとします。
  - (1) 会員が使用するnanacoが前項の無効データに該当した場合
  - (2) 会員が使用するnanacoが偽造、変造または不正に入手されたものであることが判明した場合、または、その疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
  - (3) 会員が提示したnanacoカード等が偽造、変造または不正に入手されたものであることが判明した場合、または、その疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
  - (4) その他甲および乙が相当の事由があると判断し、加盟店に事前に通知する場合
3. 加盟店は前2項に違反してnanaco取引を行なった場合、当該売上等全額について一切の責任を負うものとします。

## 第8条 (nanacoの使用中止等)

1. 加盟店は、次のいずれかが生じた場合、甲および乙が加盟店に予告することなくnanacoシステムを使用中止または停止等する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、加盟店は、第5条に定めるnanaco取引等、nanacoにかかわる一切の業務ができないものとします。
  - (1) nanacoカード等またはnanacoが偽造または変造されていることが判明した場合
  - (2) nanacoカード等の破損または電磁的影響その他の事由によるnanacoの破壊および消失、あるいは、故障、停電、その他の事由によりnanaco端末もしくはnanacoシステムの全部または一部が使用不能の場合
  - (3) nanacoシステムを管理運用するコンピュータシステムの休業日、休業時間または保守管理その他の事由によりnanacoシステムの全部または一部を休止する場合
  - (4) その他やむを得ない事由が生じた場合
2. 前項のnanacoシステムの利用中止等により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、甲および乙は一切責を負わないものとします。

### 第9条（nanaco取引金額の確定）

加盟店と乙の間でのnanaco取引金額は、加盟店がnanaco端末を使用し、第12条の場合を除き、乙の定める通信手段・手順等により、nanaco取引金額のデータをnanaco端末から乙の指定する情報処理センターへ移転させた時点で、確定するものとします。

### 第10条（nanaco取引金額の支払）

1. 甲は、加盟店が利用者に対し、本規約の各条項に則り正当に取引したnanaco取引に関する売上代金を乙から代理受領し、加盟店に分配を行います。
2. 甲は、精算対象となるnanaco取引を甲所定の締切日で締め切り、加盟店に対する支払額を確定します。なお、甲乙、加盟店およびnanacoブランドオーナーの故意又は過失によらずして精算対象となるnanaco取引金額の合計額が算出できなかった場合には、甲および乙は加盟店に対してその算定のために必要な協力を求めることができるものとし、加盟店はその求めに応じなければならないものとします。
3. 甲は、前条で確定したnanaco取引金額から次条の手数料を控除した額を、原契約に基づく甲から加盟店に対する支払額に加えて、原契約に定める方法で加盟店に支払うものとします。
4. 加盟店は、前項の甲および乙に対する債権を第三者に譲渡または担保に供してはならないものとします。

### 第11条（手数料の支払い）

加盟店は、nanaco取引金額に対して甲所定の料率により計算した手数料、および甲が別途規定する手数料を甲に支払うものとします。

### 第12条（nanaco取引金額の支払の取消し）

1. 加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、甲および乙は当該nanaco取引金額の支払の義務を負わないものとします。
  - (1) 偽造、変造その他不正使用のnanacoまたはその疑いのある場合
  - (2) 本規約に違反してnanaco取引を行った場合
  - (3) 第9条に基づく移転がnanaco取引が行われた日から2ヶ月以上経過して行われた場合、または行わなかった場合
  - (4) 加盟店から送信されたデータの正当性に疑義があると甲および乙が認めた場合で、正当性を証明できる資料の提出等、甲および乙の調査依頼に協力しない場合
  - (5) 第3条第8項の会員との紛議が解決されない場合
  - (6) その他加盟店が本規約に違反した場合
2. 甲および乙が、加盟店に対し前項に該当するnanaco取引金額を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、遅延なく甲および乙の指定する方法により甲および乙に当該代金を返還するものとします。なお、加盟店が当該代金を返還しない場合には、甲および乙は次回以降支払となる加盟店に対する全ての支払金額から当該代金を差し引くこと

ができるものとします。

### 第13条（契約の終了）

1. 甲乙およびnanacoブランドオーナーは、社会情勢の変化、法令の改廃、その他甲乙およびnanacoブランドオーナーの都合等により、nanacoシステムおよびnanacoの取扱を終了することがあり、この場合、甲は加盟店に対して事前に通知することにより、本契約を終了させることができるものとします。本項による契約終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、甲乙およびnanacoブランドオーナーは一切責を負わないものとします。
2. 理由の如何を問わず、原契約が終了した場合は、別途甲が認めた場合を除き、本規約は終了するものとします。
3. 原契約に定める契約終了に関する条項は、本規約の終了に準用されるものとし、加盟店が原契約に違反している場合その他加盟店が原契約に定める契約終了事由（本項による準用後の事由を含む）に該当する場合、甲は、原契約を解除することなく、本規約を終了させることができるものとします。
4. 加盟店が下記のいずれかに該当し、nanacoブランドオーナーが甲および乙に対し本規約に基づく加盟店の加盟を終了させるよう求めた場合、甲は、本規約に基づく加盟店の取扱を終了させることができるものとします。
  - (1) 加盟店または加盟店の従業員等の故意または過失によりnanacoブランドオーナーが損害を被った場合
  - (2) 本規約に違反した場合
  - (3) nanacoブランドオーナーとの間の他の契約に加盟店が違反した場合
  - (4) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
  - (5) 会員からの苦情等により、nanacoブランドオーナーが加盟店として適当でないと判断した場合
  - (6) 加盟店の取扱う商品等（以下「取扱商品」という）または営業内容に著しい変化があり、変化後の取扱商品または営業内容が公序良俗に反するとnanacoブランドオーナーが判断した場合

### 第14条（契約終了後の手続）

前条により本契約が終了した場合、加盟店はその後会員からnanaco取引を受け入れる等一切のnanacoにかかわる業務をしてはならず、甲および乙の指示に従うものとします。

### 第15条（情報の提供）

1. 加盟店は甲および乙に対し、nanaco取引およびnanacoシステムまたはnanaco端末に関するセキュリティまたは会員の利用形態の調査等に関する、情報提供等について最大限の協力をするものとし、甲乙、nanacoブランドオーナーが合理的範囲内にかかる調査結果および情報を利用、公表すること、または他の加盟店に必要な情報を開示することに合意します。

2. 加盟店は前項に定める他、nanacoシステムの安全性の維持等、甲および乙が相当と認める場合には必要な協力を行うものとします。

#### **第16条（加盟店に対する調査等）**

1. 甲および乙は、加盟店が行うnanaco取引が不相当であると判断したとき、または加盟店が本規約に違反していると判断したときは、加盟店に対し取扱商品、広告表現およびnanaco取引の方法等の変更もしくは改善または販売等の中止その他の是正を求めることができるものとします。
2. 甲および乙は前項の措置のために必要な調査を加盟店に行えるものとします。

#### **第17条（本規約の変更）**

甲は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。改定後、加盟店がnanaco取引を行った場合には、変更事項または新規約を承認したものとみなします。

#### **第18条（本規約に定めのない事項）**

本規約と原契約が矛盾・抵触する場合は本規約が優先されるものとし、本規約に定めのない事項については、性質上適用または準用がないことが明白な場合を除き、原契約における信用販売をnanaco取引、カードまたはiD携帯等をnanacoカード等に読み替えた上で原契約の定めるところに従うとともに、加盟店は「取扱要領」等甲および乙からの通知に基づく取扱をするものとします。

以上

(2021年11月改定)